発議第４号

川俣町議会政治倫理調査特別委員会設置に関する決議

地方自治法第１０９条及び川俣町議会会議規則第１４条第１項の規定により、上記の議案を別紙のとおり提出する。

令和８年９月３日

提出者　川俣町議会議員　菅野　信一

賛成者　川俣町議会議員　蓮沼　洋志

川俣町議会政治倫理調査特別委員会設置に関する決議

次のとおり川俣町議会政治倫理調査特別委員会を設置するものとする。

記

特別委員会の名称

川俣町議会政治倫理調査特別委員会

設置の根拠

地方自治法第１０９条及び川俣町議会委員会条例第４条

目的

議員の政治倫理の確立を図り、もって町政に対する町民の信頼に応えるとともに、公正で民主的な町政の発展に寄与することを目的とする。

委員の定数

副議長、総務産業常任委員長・副委員長、厚生文教常任委員長・副委員長による計５名

調査（審査）期間

閉会中、令和８年１２月議会定例会まで